

司法改革議論における「市民」の位置¹

藤 本 亮

“Civic” in the discourse on Judicial Reform in Japan

Akira Fujimoto

In the ongoing Judicial Reform in Japan, such slogan as “the judiciary should be open to civics or citizens” can be easily found in the discourse. However, there are some confusion and misuse of the term. For it is very hard to define appropriately the term, “civics” or “citizens” in such kind of arguments. Furthermore most of documents use the term without carefully scrutinizing the concept of the term. In this paper, I will locate the term in relation to the two kinds of “Publicness.” One is the Nation State oriented publicness; the other is the publicness among people independent of the Nation State. Then, I argue that we need to specify what kind of people the term refers to in order to put ahead the Judicial Reform for the real “Civics, “ not for the imagined “Civics” in a slogan.

[1] はじめに

司法改革の議論において「市民」ないし「国民」という概念は極めて頻繁に多用されている。しかしながら、その使用されている文脈は必ずしも一義的ではない。そこでは主に、司法改革の必要性や制度改革の文脈で、それらに積極的な意味を加えるために用いられているのだが、「市民」（あるいは国民）という言葉で表彰されている「実在」は多様なのである。極論すれば、実体のない「市民」概念が独り歩きすらしている傾向がみられる。これは、近時「市民」が「官僚」や「行政」に対抗するアクターとして政治過程に登場してきたこととも深い関係がある。

司法改革を提起し、推進する立場からも、司法改革議論に隠れたる意図を内在的あるいは外在的に批判する側からも無批判に「市民」概念が用いられている。本稿では、「市民」概念の公共性形成との関連での意義を整理した上で、司法改革が象徴的のみならず具体的成果を

¹ 本研究につき2000年度活水学院特別研究費の助成を受けた。記して心よりの謝意を表したい。

あげるための方向性やその条件を考察するものである。議論の中で、司法改革審議会意見書における記述等にも触れるが、司法改革をめぐる多くの論点の中から、本稿では裁判へのアクセスの増加に論点を絞っている点をあらかじめお断りしておく。

1. 「市民」概念の多重性

「市民」概念について、包括的に論じることは本稿の課題を越えるが、「市民」なるものが多重なレベルで論じられてきた観念であることを検討しておこう。

佐伯啓思(1997)は、市民概念を「シヴィック」と「シヴィル」に二分して論じる。ルソーが理想とした「市民」概念にギリシャ時代のポリスやローマ共和制の「市民」や中世都市(国家)の「市民」観念と共通する点があることを指摘する。「個人の特殊な利益、全体のそれに反してまでも追求しようとするものは『市民』ではないことになる。『市民』とはあくまで一般意志に服するものであるからだ。そしてこの一般意志の実行が国家の手に委ねられている時には、『市民』は国家に服さなければならない(佐伯 1997:149)。私的利害の単純総和に過ぎない全体意志とは異なる、共同性を前提とした一般意志に基づく古代的な「美德」を中心とする「市民」概念を「市民的=シヴィック」と規定するのである。

他方で、近代社会の美德の一つとされる「平穏や平和愛好」は、近代的市民の美德の一つであり、それは「私的な権利から出発し、自由や民主主義、そして博愛、平和といったものに価値を置く」(佐伯 1997:155)。これを「市民的=シヴィル」と措定する。共同体あるいは国家共同体と時に対立し、個人に重きを置く近代的な私的権利を主張する存在とされるのである。

シヴィックは、共同体あるいは国家共同体にアイデンティティを有し、その防衛という崇高な理念のために「私益」を越えて自己を犠牲とするのである。それに対し、近代的「市民」観念はむしろ共同体あるいは国家共同体とは対立する「私益」の延長として現れているのである。

この両者は排他的関係にあるのではなく、「両者が重なり合い、コインの表裏を形作っている」のであって「『市民=シヴィル』を背後で支えている『市民=シヴィック』が見失われた時、『市民』は『私民』という私の集団に転化する」。とはいえ、けっしてシヴィックを復活あるいは前面に出すことが望ましいわけでもない。つまり「『市民的=シヴィル』という表だけを見ては不十分である。また『市民的=シヴィック』をコインの表として復活させようとしてもうまくいかない。どちらか一方に偏した時、いずれにしても『市民』概念はきわめて平版かつ危険なものになる。」(佐伯 1997:157)²

² 佐伯(1997)は、「共同で都市なり国家を防衛することを『祖国のために死ぬこと』は、ある種の『徳』を要求するし、またもたらすだろう」というように祖国防衛という語を用いて議論を展開する。むしろこの共同性のありかた自体が問われなければならない問題であり、国家共同体のメンバーであるというこの多重的な意味構造も検討されなければならない点を指摘しておく。

このように政治思想の視点で市民観念は、シヴィックとシヴィルという二重の観点からとらえられている。こうした観点は国際的な流動化が進んだ現在新しい論点を含みながらもその多重性は維持されているといえよう。シヴィックという意味での市民は、その存在する共同体へのアイデンティティが問題となるのであって、国際的な出稼ぎなど構造的に存在する共同体内の「外国人」の存在を含めた共同体関係はこの点からは論じることができないのである。このシヴィックとしての市民が市民という存在にとって不可欠であるとしても、すでに国家共同体自身が多様な存在により構成されているのであって、シヴィックをシヴィルと同レベルで重視することが実体的に不能となっている側面があるのである。その前提の下で両者のバランスをとるといことはえてして、復古主義的な国家への忠誠を善とする価値観に結合しやすいのである。

2. 社会学的概念としての「公衆」

いささか次元は異なるが、社会学で伝統的にとらえられてきた市民と関係する概念としての「公衆」と「大衆」の違いに着目してみよう。

ハーバーマスはミルズをひいて「公衆」と「大衆」の違いを指摘する。『われわれの用法でいう公衆においては、第一に、多くの人々がさまざまな意見を受けとるだけでなく同時に表明し、第二に公衆のコミュニケーションは、そこで表明されるどの意見に対しても、直接に且つ有効に応答する機会があるように組織されており、第三に、このような討論によって形成された意見は、必要とあらば権威の支配的体系にさからってでも、効果的行動への出口を見つけることができ、そして第四に、権威的制度は公衆に浸透するものではなく、したがって公衆はその活動において多少とも自律的である』。これに反して、意見は『大衆』のコミュニケーション連関にとらわれているかぎり、それだけ公共性を減ずる。『大衆においては、意見を受けとる人々よりも意見を表明する人々の方が遥かに少数である。というのは、公衆の共同体は、マス・メディアから印象を受けとる個々人たちの抽象的集合になるからである。第二に、有力なコミュニケーションは、個々人がそれに直接に、あるいは効果的に応答するのが困難もしくは不可能であるように組織されている。第三に、意見の行動的実現は、このような行動の水路を組織し統制する権威によって統制されている。第四に、大衆は制度からの自律をそなえておらず、むしろ反対に、権威ある制度の代行者がこの大衆に浸透し、討論による意見形成において大衆がもつかも知れぬ自律を減少させる。』(ハーバーマス 1973: 334)

中久郎(1997)は、社会的行為論の観点から近代社会を論じ、そのなかで、近代社会論にかかわる「人間類型」を二つの系列で整理する。一つめは「市民、人民、国民、公民、さらに、それらともかかわる庶民、住民、常民といった類型化」であり、二つめが「民衆、公衆、大衆、あるいは群衆」といった類型化である(中 1997: 354)。一つめの系列の「市民」に

についてはマルクス主義の伝統的解釈から、「資本家的生産様式が支配的に行われる諸ゲゼルシャフト=『社会』を構成する人間」としてカテゴライズされる類型とする³。「政治的な公的権利主体」が「公民」であり、彼らは「公論や公権力の担い手として近代社会において、とりわけ重視」されている。「住民」はこの「公民」との関係で、地域的な居住を条件として概念化される「権利主体」とされる。さらに、「国民」は次のように定義されている。近代に生れた「主権国家の国土の住民が（民族-エスニシティを異にする人びとをも）国民として主権国家のうちに政治的に編成され、国民としての諸権利の保障を得るとともに納税や徴兵の義務も負い、愛国心も涵養されることになる。」（中 1999：355）。こうした「国民」や「住民」さらには「移民」なども含めて、「主権国家のもとでは『国民』として統治-統合される」ゆえに、これらの類型は、同じ類型化系列に分類されるのである（中 1999：505）。

では第二の類型化系列に目を移そう。本論との関係ではどちらかといえばこの類型化の方が重要である。これらの分類は必ずしも第一の類型化と独立に存在するのではなく、むしろ両者は重なり合っているのだが、ここでは中にしたが、あくまで分析的な概念としての整理を続けよう。そこでは歴史的な主体としての市民概念から、その具体的なあり方、あるいは近代社会の変容に伴う変質の方向性として「民衆化」「大衆化」「公衆化」の3類型が析出されるのである。

中（1999：507）によれば、「市民」はその理想形態において「自立と連帯」を基軸として措定されている。市民の「公衆化」は「民主主義推進の力として評価」されてきており、他方において「政治的な力や伝統への従属により特徴づけられる面での『庶民』とは典型的に区別される」。さて、市民革命は、身分制社会の内部から登場したところの後にブルジョワジーとプロレタリアートに階級分化する主体層=市民によって実現された。彼らが理想的な形態の市民としてとしての「市民的=ブルジョア的公共圏」を構成した（中 1999：507）。こうした公共性は「システムとしての社会の特に『政治』領域に属する理念的秩序」として整理される（中 1999：511）。資本主義の展開に伴う階級分化は、資本家=ブルジョアジーとしての市民と、そのブルジョア化に対抗するプロレタリアートとしての市民とを生み出す。中（1999：507）は、後者の権力奪取を目指す動きを「民衆化」として概念化する。ここでは、生産関係の側面における階級分化を前提として、「市民」の動態が「民衆化」として整理されている。

「民衆化」の動きが、資本主義の高度化に伴い社会全体の「豊かさ」が増大し、「経済的-文化的『平準化』」が進行した結果として、相対的に弱まり、「大衆化」の動きが強まってくる。（中 1999：508）。この「大衆化」はさらに二つの区別がされ、「主観的な意識や行動の上で社会的な離脱や遊離化が際立つような私中心的」な大衆化と、「私的かつ個別的な利害関

³ したがって、この文脈から「近代市民社会」もこうした市民間の社会的交通形態として、とりあえずは措定されている（中 1999：354）。

心に動機づけられ、それを政治過程に「負託」させようとする功利主義的」な大衆化である。前者が「ミーイズム」であり、後者が「エゴイズム」である。大衆化現象は伝統的あるいは近代的な中間集団の解体がその背景にあるわけだが、「ミーイズム」は、そうした中間集団の解体自体が際立たせた、公(平等-共同化)と私の連動の喪失化という動向であり、これが「エゴイズム」という面では「私的に排他的な利害関連システムによる『公』への媒介機能の喪失化」という図式に整理される(中 1999:508)。

もちろん「大衆」はすぐれて近代的な概念である。20世紀に入り、労働者階級への初等教育が行き渡り、選挙権を得て、政治社会の一員として登場するとともに、政治共同体における主要なアクターの一つとしてとらえられてきた概念である。しかし、「大衆」は、「市民」や「公衆」という概念に対して、否定的なニュアンスを持つものとして扱われてきた。集合的で感情的で行動や言説の予測がつかない「非合理的」存在としてとらえられてきたのである。しかし、この「大衆」が、他方でまた、熱狂的なナショナリズムを支えてきたことも忘れてはならない。ここまでみてきた中(1999)の整理を前提とすれば、大衆化は、公衆化に単純に対置される概念ではない。むしろ、こうした大衆化の動態の中に、新しいポスト近代の「公衆化」の動きがみてとれるとする。中間集団の解体(少なくとも機能喪失)により、「市民」が「公」を志向する新しい「公衆化」の動きをみせている。「ジャーナリズムの力によっても喚起された争点をめぐる世論-公論としての主張や実際の運動」にみられる公衆化の動きに対し、『官』サイドから応えようとする行政改革や、違法=不正チェックの検察監視体制の整備があり、『民』サイドからは、官公庁や企業などの諸組織の不正を監視し糾弾もするオンブズマンの活動とか、市民-住民グループによる公害訴訟と法廷闘争、情報公開を求める監査請求等々」がなされる(中 1999:509)。

「公衆」は、いわば「徳」を有する、ハーバーマスの言うところの「市民的公共圏」に対応する概念といえよう。

アルフレッド・シュッツ(1980)は、知識社会学の観点から、人の社会的存在の理念型として「専門家」「しろうと」「見識ある市民」の3つをあげている。

その第一のものは「専門家」(expert)であり、彼らのもつ知識は領域が限定されているが、明晰で一貫している。

第二の類型は「しろうと」(man on the street)である。ミルズのいう「大衆」にほぼ対応するであろう。实用本位の知識で満足し、先入観や偏見に左右され、感情的なものごとに対応することも多い。

第三は「見識ある市民」(well-informed citizen)で、「多くの知識をえることをめざしている市民」である。ミルズのいう「公衆」に対応するとみてかまわないだろう。社会生活の特定領域ではなく、広範な分野に関心をもち、主体的積極的にそれらを得ようとする姿勢を示す。

現代人は、その職業生活や家業において「専門家」であるが、専門以外の領域に関しては「しろうと」である。しかし専門外のことにしてもときには「見識ある市民」であることもあろう。職業生活を通じてひとは、何らかの分野の専門家であることは少なくないし、またしろうとであることはたやすい。しかし公共性の担い手である見識ある市民であろうとすることは、時間的なコストを伴うものでもあろうことにここでは注意したい。

ハーバーマスのいうところの「市民的公共圏」は一つには「私的空間への自閉、すなわち『私化』傾向への対抗性」(佐藤 2001:12)を内包する。「市民的公共圏」を侵食するものは、この「私化」、佐伯(1997)のシヴィック-シヴィルの文脈では「私民」化に相当するものだけではない。「公共圏は、国家のイニシアティブによって、その支配の正当性を実現する場として、『上からも』形成されていく。とりわけ、『公共性』というシンボルが国家によって先占される度合の強いところ(たとえば日本)では、「公共的な空間」は、国家が、自らの決定や制作の正当性を誇示し、それを人々に受容させるためにさまざまな働きかけが行われる場となりがちである」(佐藤 2001:12)。これが「市民的公共圏」の対立概念として「操作的公共圏」である。

したがって、「市民」自体が重層的なものとしてとらえられることだけが重要なのではなく、その「市民」が活躍する「公共圏」が、自発的かつ批判的な空間として形成されることが望ましいのである。このような観点から、司法改革の議論、といってもここではそのごく一部であるが、司法改革が提起された背景も含めて、司法改革をめぐる「市民」のあり方の内実を探ってみよう。

3. 司法改革の背景と社会秩序形成

司法改革が進行する背景としての財界の要請の動きを見てみよう。佐藤(1998:140)は、この動きについて、次のように整理する。「1980年代以降の規制緩和の流れを受けて、国家による垂直的統制という社会の秩序付けのあり方を見直し、そこからの転換をはかる点にその中心点があると考えられる。官僚主導の意思決定システムが政策決定過程の密室性をもたらしていること(非効率性)などの点が、社会の中社会の中で広く意識されるようになってきたという事情」を指摘し、ふたつの潮流を区別する。

ひとつめが市場による社会秩序形成を重視しようとし、「端的に言えば「国家から市場へ」を目指す動きである。」

「もう一つは、市民活動を通じた社会秩序形成を重視しようとする潮流である。とりわけ1990年代に入り全国各地で目に見えて活発化している多くの市民ボランティア活動や市民オンブズマン活動などは、市民の自主的なイニシアティブを重視したより適切で効率的な社会運営や政治的・行政的決定過程の透明性の確保・情報公開を促進することによって、社会秩序形成=公共圏確立における市民活動の役割をクローズアップしてきた。」(佐藤 1998:

140)。佐藤（1998）は、こうした二つの潮流の対立点を「市場社会」重視と「市民社会＝市民的公共圏」重視の対立として位置づける。この対立はさらに(1)市場機能の評価、(2)国家機能の評価、(3)「公共性」に対する評価の3点に渡り分析される。

両者は、第一の市場の機能に対する評価では「規制緩和論は、市場の持つ効率性を高く評価し、社会の秩序形成の基本を市場の働きに委ねようとする。これに対して、市民活動は、『市場の失敗』の可能性により敏感である。市場が、現在の社会の中で果たす重要かつ不可欠な役割を承認しつつも、この社会の中には市場によっては捕らえにくい価値（たとえば、人々の日常の生活世界の論理や社会的人間関係のつながり）があることや、市場の効率性が社会にとってさまざまな逆機能（たとえば、公害・環境問題、薬害問題、消費者問題など）をもたらす可能性を重視し、この社会の中に、市場の効率性だけでは還元できない独自のセクターを確保し、発展させる必要があるとの自覚が、市民活動を導いていると思われる。」（佐藤 1998：141）。これは先にみた中の市民運動への着目と共通する分析である。

第二の国家の機能に対する評価では、「規制緩和論は、国家が社会の隅々まで事細かな統制をおこない、社会の秩序形成をリードするいわゆる『強い国家』を拒否し、基本的に国家の役割を最小限におさえる志向をもつ（『弱い国家』）」とされる。他方で「市民が有する資源には制約もあり、市民活動がその機能を十分に発揮するためには、国家の制度的・財政的な支援が不可欠である。その意味で、市民活動原理が要求するのは、国家機能の単純な縮小ではなく、国家の役割を、社会に対する直接的統制から市民活動による社会形成の支援へと転換」することであると述べられる（佐藤 1998：141）。このように国家の役割転換に着目するのは重要であると思われる。ポスト近代の社会にあっても国家による規制がゼロになるわけではない。また、国家の側からみても、「規制緩和」は、形をかえた新しい規制（間接規制を含む）であることが少なくないからである。

第三に「公共（性）」という観念に対する評価では、「規制緩和論は、国家の市場に対する介入を縮小することによって、市場における個人の私的利益の実現を国家の恣意的な介入から解放し、『公共』そのものを縮小し、個人の私的利益の自由な追求を優位に置く。」市民活動原理の立場からは「社会には単なる私的利益の集積とは異なる『公共性（公益）』が存在するという前提として、ただし、この『公共性』は国家によってのみ実現されるのではなく、公共の問題に関心を持ち、その解決のために能動的に行動する市民（公衆）もまた、この『公共性』を形成する重要な主体であるという考えである。……市民団体、NPO がしばしば「公共利益団体（Public Interest Groups）」あるいは「公共利益運動（Public Interest Movements）とよばれるのも、まさに、市民活動原理のこのような公共志向性を反映するものであるといえる（佐藤 1998：142）。ここで注目したいのは、市民団体やNPOが、「公共利益団体」と呼ばれることが、まさしくこれらの動きの「公」志向を示唆するという指摘である。これは中(1999)の関心とも重なるものである。ただし、両者を比較すると、中(1999)

が動態的分析枠組として、大衆化—エゴイズム—公衆化という流れで論じているのは、重要である。

[2] 司法制度改革議論における「市民」の「参加」と市民的公共性

司法への参加の問題に目を転じて、市民のあり方についての考察をすすめてみよう。

佐藤(1998:143)は、参加要求とそれを受け入れる制度の問題の二つの視点から司法への参加を考える。「参加要求の問題については、たとえば公害・環境運動、消費者運動、住民運動、各種の市民オンブズマン活動などにみられるように、日本社会でもすでに、法システムへの参加を求める動きは司法改革の動きを待たずとも広範に存在する」とし、「制度面での整備は立ち後れており、そのことが市民の法システムへの参加を拒んできた」とする。

リーガルエイド(法律扶助)の重要性について佐藤(1998:143)は、まず憲法上の「裁判を受ける権利」の実質化をあげる。「憲法32条は、国民に対して『裁判を受ける権利』を保障しているが、しかし、当然のことながら、裁判を受けるためには、訴訟に要する費用を自ら負担しなければならない。また、現代のように、法的問題が複雑化している社会にあっては、裁判の結果を自己に有利に導くためには、弁護士を始めとする専門家の助力が必要であり、そのことは再び訴訟コストの問題に反映してくる。このことは、資力の十分でない者の訴訟利用を事実上閉ざしてしまう危険があるが、リーガル・エイドは、資力の十分でない者にも経済的な援助を行うことによって「裁判を受ける権利」の実質化をはかることができる。」

公共性との関係では、「訴訟を通じた、市民のイニシアティブによる法形成の促進」という論点がとりあげられる。

「今日の法システムには、裁判所の法形成機能が、システムの不可欠な構成要素として埋めこまれている」が「裁判所は、その制度的特質からして、自ら問題や事件を発見し、訴訟を開始することはできない。訴訟を開始するかどうかは、第一次的には、訴訟制度利用者のイニシアティブに依存しているのである。たとえば、被害の救済や社会制度の変革を求める原告が実際に訴訟を提起してはじめて、裁判所は、被害の救済や社会変革のための新しい法を宣言するチャンスを手に入れるのである。そのように考えた場合重要な問題となるのは、この訴訟を通じた法形成の可能性が潜在的利用者全体に対して平等に開かれているかどうかという点である。たとえば、公害環境問題や消費者問題、行政事件のように、当事者が利用できる資源の点で構造的に不平等が存在する場合に、資源を多く持つ側(企業・行政機関)からの訴訟提起の可能性が広く開かれているのに対して、資源が少ない側(消費者・市民)からの訴訟提起の可能性は事実上閉ざされているとすれば、裁判所による法形成には構造的なひずみが生じてしまうことになる。」(佐藤 1998:144)

この点につき『司法改革審議会意見書』は「II 国民の期待に応える司法制度」において次のように述べている。「裁判所へのアクセスは、後述する弁護士へのアクセスと相まって、

司法へのアクセスという課題の中核に位置する。」そして、同章の「(2) 民事法律扶助の拡充」において「民事法律扶助制度については、対象事件・対象者の範囲、利用者負担の在り方、運営主体の在り方等について、更に総合的・体系的な検討を加えた上で、一層充実すべきである。」と一般的な方針を述べ、現状の問題点として、「欧米諸国と比べれば、民事法律扶助事業の対象事件の範囲、対象者の範囲等は限定的であり、予算規模も小さく、憲法第32条の『裁判を受ける権利』の実質的保障という観点からは、なお不十分と考えられる。」と指摘する。「民事法律扶助制度については、対象事件・対象者の範囲、利用者負担の在り方、運営主体の在り方等について更に総合的・体系的な検討を加えた上で、一層充実すべきである。」と対策を述べる。近時、法律扶助予算は大幅に増額されているが、それでもなお欧米水準との差が存在する。裁判所へのアクセスの拡充のための扶助の拡充は必要なことはいうまでもないだろう。

裁判利用者としてのアクセスの拡充は、法システムがさしあたり想定する主体としての「市民」としての利用である一方で、法形成作用を自覚的・積極的に機能させることは、「公」に志向する、すなわち公共性の促進に大いに寄与する。しかし、裁判所にとって、これらは、内在的機能であり、必然的に「市民的公共性」を実現するとはいえないであろう。この点についてはさらに後に検討することとして、次に団体訴権の問題を考えてみよう。

この点では、司法改革審議会意見書は次のように述べる。「イ 少額多数被害への対応—団体訴権の導入、導入する場合の適格団体の決め方等については、法分野ごとに、個別の実体法において、その法律の目的やその法律が保護しようとしている権利、利益等を考慮して検討されるべきである。」⁴

佐藤（1998：145）によれば、次のように団体訴権の意義がまとめられる。「国家の垂直的社会統制を中心とする秩序形成原理の下では、『市民』は国家による操作対象として公共性（操作的公共性）を形成するものと措定され、公共的価値を実現することは、基本的に行政機関の任務であると考えられてきた。しかし、行政機関がこれらの利益の実現に熱心でない場合や、あるいは、実現する意欲をもっていてもそのための資源が十分でないような場合には、公共的価値の実現がはかられないという問題が生じていた。このような事態に対処するためには、例えば、不公正な競争が行われているにもかかわらず、公正取引委員会が十分な対応をとらない（とりえない）場合や、公共機関や企業が環境に負荷のある事業を行っているにもかかわらず、環境保護官庁が十分な対応をとらない（とりえない）場合に、市民が裁判所に対して不公正な競争行為や差し止めや損害賠償を求め、あるいは、環境に負荷のある事業の差し止めや損害賠償を求めることを認めることは有効な方法であると思われる。欧米においては、消費者団体や環境保護団体などがこのような制度を利用して活発な訴訟提起をお

⁴ 「II 国民の期待に応える司法制度—第1 民事司法制度の改革—7. 裁判所へのアクセスの拡充—(4) 被害救済の実効化」

こない、公共的な価値の実現に重要な役割をはたしているが、日本でも、そのような可能性を開く法制度を積極的に追求していく必要があると考えられるのである。』

しかし、ここで実現される公共性は、市民的公共性を拡充する契機になりうるが、単に団体訴権を積極的に認めるだけでは、官製利益団体が多いだけでなく、特殊利益実現に機能している日本社会を前提として、操作的公共性が、支配的になってしまう可能性を否定できない。

弁護士の助力は、この方向を促進する。「弁護士は、法律専門家として訴訟制度に恒常的に関係を持つリポートプレーヤーであり、その助力を得ることによって市民や消費者はその不利をある程度補うことができる。とりわけ消費者問題や環境問題など一定の問題に継続的に取り組み公益志向型の弁護士が果たす役割は大きい。」(佐藤 1998:146)

もちろん、このような団体訴権が実現したのちに、「市民や消費者が集団や組織(消費者団体、環境保護団体、市民オンブズマン等)を結成し、自らがリポートプレーヤーとなる」(佐藤 1998:146) という効果が期待される⁵。

さらに「市民活動団体と公益法律事務所が提携したり、あるいは、市民活動団体が直接に自らの法的利益を代弁する法律事務所を創設したりする仕方で両者が緊密な関係を持つ場合も考えられ」(佐藤 1998:146) 佐藤は、続けて、こうした動きがこれまでの日本では「このようなネットワークは、どちらかといえばこの弁護士のイニシアティブと献身的な努力によって支えられてきたのであるが、今後更に集合的・組織的な強化が必要とされている分野」であるとする。

このように公共性の二つのあり方、すなわち「操作的公共性」と「市民的公共性」というふたつの軸で考えていく場合に、さらに慎重に考えなければならない論点がある。ここではふたつとりあげよう。ひとつは、市民的公共性を体現する社会的空間の内部に存在する権力関係であり、いまひとつは司法改革の議論で想定されている主体の範疇の問題である。

前者は、中(1999)が指摘するような大衆化現象の動態のひとつとしての「エゴイズム」を公衆化の表われとして積極的にとらえることや、佐藤(1999)が示唆するように、市民活動団体や公益法律事務所や弁護士のプロボノ活動によって支えられてきた市民活動の動きを高く評価することと関係する。ここで、さきにみたシュッツの「しろうと」と「見識ある市民」の峻別(さらに専門家が区別された)をベースに考えてみよう。司法改革論議で常に前提とされる日本社会の法的紛争解決に遠慮がちであるという傾向は、必ずしも特殊な現象ではない。むしろ、多くの市井のひとびとにとっては裁判や弁護士、あるいは法的問題というのは、少なくとも主観的には、自分には関係ないことと考えがちであることは、種々の法意識調査などからも明らかであろう。それは、結果として、ひとびとが法的なタームで自分を

⁵ ギャランター(1974)は、訴訟のリポートプレーヤーと訴訟のワンショッターとを比較してリポートプレーヤーは、ワンショッターに比較して、さまざまな点で訴訟の結果を有利に導くことができるとする。

取り巻く諸問題を考えることを抑制している。

もちろん、ここで諸問題というのは、結婚や離婚といった家族・親族関係、不動産取引や借地借家関係、交通事故などの損害賠償、サラ・クレ問題と称される金銭消費貸借など、十分に法律的な問題であるし、すぐれて日常的なかつ身近な問題である。ひとびと(しろうと)を悩ますこうした諸問題を、「見識ある市民」や「専門家」(弁護士)が拾いあげて、いわばみずからの権利を実現しようとする実践の中で、ひとびとが、より自律的な、それこそ「見識」を持った市民として存在するようになることが期待されている。司法改革をめぐる構図として、法的な専門性のもつ社会的権力性に着目する必要があると考える(棚瀬 2000)。この専門性という軸からみると、先のシュッツの3類型は、ある意味で社会的権力性の存在構造としてみることもできるのではないだろうか。それは、さきにみた「しろうと」が、主観的に感じるであろう法的資源への距離感と適格的であろう。

だが、まさしく公衆化を進展させるためには、自己の私的な直接的利益を越えて、より多くの立場の人々が議論できる社会的空間を実現することが求められているといえるのではないだろうか。中(1999)が指摘した大衆化のいまひとつの動態である「ミーイズム」も、「エゴイズム」とともに機能しているのである。「エゴイズム」のベクトルは、先にみたように公衆化の動きの現れとして機能すると同時に直接的私的利益のみの追及にも機能しうる。他方で、「ミーイズム」も社会的な文脈と自己の直接的な社会環境である私生活の領域とを切り離す力としても機能するし、「滅私奉公」といった私生活の消滅傾向への対抗力としての積極的な側面も有していると考えられるだろう。こうした、「ミーイズム」や「エゴイズム」を、ネガティブな方向ではなく、ポジティブな方向でポスト近代の「公衆化」につなげていく視点が重要である。

さて、司法改革審議会は1999年7月27日から審議を開始し、審議会を63回、公聴会を大阪、福岡、札幌、東京都で4回、国内実情視察7地区、海外実情視察4ヶ国9都市をこなした後に、最終意見書を2001年6月13日に発表した。最終意見書には「市民」という用語は一切用いられず、「国民」という用語で統一されている点をはじめに指摘したい。司法権が憲法の下、国権の一として存在しているのであるから、司法制度を改革するということが、そのアクターのひとつとして「国民」を想定することはある意味で当然であろう。しかし、ここに司法改革意見書がめざすところの司法という公共性の在り方についての一定の限界もみてとることは難しくないであろう。

「国民」とはいうまでもなく、日本国を構成する主体であるが、国籍がその要件となる。公共性の実体的舞台として、なによりもまず国家がおかれており、そこには巧妙にしかし原則的に「国民以外」は含まれていないのである。

意見書に「国民」という言葉は「はじめに」と「おわりに」を含む全章にわたり、298回登場する。新しい公共空間として司法を再構築するという司法改革審議会の理念を反映してい

るといえるが、主体として、あえて「国民」という用語を用いていることを忘れてはならないと考えるのである⁶。他方で「市民」という語は司法改革に対する各界の意見の中には多く用いられている。

佐藤（1998）は、裁判所のありかたについても議論している。市民的公共性を支えるあるべき司法のあり方として「応答的司法」をあげ、裁判所が、ときに政治部門や行政部門と対立するような判断を下すことを回避しない積極性と実質的な正義や公正の実現につき法形成作用をフルに機能させることで対応するような司法のあり方を想定する。そのために裁判官の増員による司法の容量の増加と、司法機構内部の権力構造の開放化・透明化が重要であるとするのである。（佐藤 1998：147以下）

「司法改革審議会意見書」は「全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官、検察官を大幅に増員すべきである」と述べているが、この点で具体的な方策は今後の課題となっている。行政改革・規制緩和の流れを受けて、公務員定員の総量規制が強まっている現在、司法権の人的資源増大をいかに確保するかは重要な課題であるにもかかわらず、そのままでは政府が正面から取り上るとは考えられない。そこで「司法制度改革は、先に述べた行政改革会議の最終報告の趣旨のとおり、行政改革の基本理念にも沿うものである。国家公務員の総数についてはこれを削減することが行政改革の重要な課題であるが、司法を支える人的基盤については、行政改革を円滑に実施する観点からも、その飛躍的な増大を図っていくことが必要不可欠であって、そのために、法的措置を含め大胆かつ積極的な措置をとるべきである。」⁷とわざわざ注記を加えている。

この増員が実現できるかどうかは司法改革が実を結ぶかどうかの大きな要素であることはいうまでもないだろう。しかし、ここでもその増員が単に「市民～大衆」操作の主体を増員強化するためのものでなく、専門家によるしろうとの支配を単純に強化するものであってならないのである。

【3】おわりに—市民的公共性の中の権力性

本論では市民の多義性や多重性から考察を行ってきた。その多義性や多重性が、国家的な公共性＝操作的公共性に一元的に統合されるべきではないが、市民的公共性といった空間においても、社会的な権力性の問題から自由ではない。逆に、操作的公共性が市民的公共性にとってかわるといような問題でもない。これら二つの公共性や、市民の多重性をともなった類型はあくまで分析的概念であり、理念型として理解されるべきことはいうまでもない。

⁶ これに対し、「法曹」は187回、「裁判官」は124回、「判事」は47回、「検事」は17回、「検察官」は46回、「弁護士」は270回（内、弁護士会が50回）である。これらの数値は、「司法改革審議会意見書」テキストのgrep検索による。

⁷ 司法改革審議会意見書「Ⅲ 司法制度を支える法曹の在り方—第1 法曹人口の拡大—2. 裁判所、検察庁等の人的体制の充実」

司法改革という文脈に立ち戻って考えると、司法権力が国家権力の一翼として存在していることから考えて、こうした文脈は操作的公共性を全否定して、市民的公共性を全面的に押し出すという展望はあまりにも単純である。「市民」にしる「国民」にしる、司法システムに相對する主体像を平面に措定することで、実はシュッツが指摘したような「専門家—しろうと」と「見識ある市民」の間にある緊張関係を見落としてしまうことになる。このふたつの公共性の緊張関係を権力性の文脈から、特に社会的なそれから再検討することが必要となってくるだろう。

市民的公共圏を形成していくことは、司法というサービスの提供を充実させるということにとどまらない日本社会に対する意義を有している⁸。国家—司法システムと「市民」の軸のみならず、専門家—しろうとの軸をも包摂した市民像が、市民による新たな共同性の確保と共に実現された時に、司法改革の動きは、その意図する新たな公共空間としての法システムを実現するであろう。

文 献 — 覧

- Galanter, Marc 1974 "Why the 'Haves' Come Out Ahead: Speculations on the Limits of Legal Changes," LAW AND SOCIETY REVIEW, vol. 9, pp. 95-160.
- ガラポン, アントワーヌ 2002 『司法が活躍する民主主義』河合幹雄訳 (勁草書房)
- シュッツ, アルフレッド 1980 『現象学的社会学の応用』中野卓監修・桜井厚訳 (御茶の水書房)
- ハーバーマス, ユルゲン 1973 『公共性の構造転換』細谷貞雄訳 (未来社)
- 佐藤岩夫 1998 「市民活動による社会形成と司法改革の課題」宮澤節生・熊谷尚之・司法制度懇話会編『21世紀司法への提言』(日本評論社)
- 佐藤岩夫 2001 「『公共性の空間を支える司法』, しかしいかなる『公共性の空間』なのか」『法律時報』73巻7号, 10ページ。
- 佐伯啓思 1997 『「市民」とは誰か』(PHP新書)
- 棚瀬孝雄「司法改革の視点—モダン・ポストモダン」『法社会学』53号, 2000年
- 中久郎 1999『社会学原論』(世界思想社)

⁸ 司法による民主主義の実現という観点から、フランスの司法介入の増大についてふれた文献として、(ガラポン 2002)。